

3

2024

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

令和6年 3月号

February No. 82

### もくじ

令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定	・・・2
労災保険率を改定 令和6年4月から	・・・3
令和6年10月から短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 vol.1	・・・4
「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」を確認	・・・5
厚生労働省から「企業における風しん対策」についてお知らせ	・・・6
在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和6年4月	・・・7
人事労務の相談室 Q & A	・・・8
人事労務の統計指標	・・・9,10
日本100名城に行こう vol.2 ～#68 備中松山城（岡山県高梁市）～	・・・11
ゆんたくひんたく	・・・12



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目8-27

ポートビル4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

# 令和6年3月分からの 協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用され

る保険料率の見直しを行います。

令和6年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

## 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率

### 1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕（神奈川県以外は変更あり）

北海道	10.21%	石川県	9.94%	岡山県	10.02%
青森県	9.49%	福井県	10.07%	広島県	9.95%
岩手県	9.63%	山梨県	9.94%	山口県	10.20%
宮城県	10.01%	長野県	9.55%	徳島県	10.19%
秋田県	9.85%	岐阜県	9.91%	香川県	10.33%
山形県	9.84%	静岡県	9.85%	愛媛県	10.03%
福島県	9.59%	愛知県	10.02%	高知県	9.89%
茨城県	9.66%	三重県	9.94%	福岡県	10.35%
栃木県	9.79%	滋賀県	9.89%	佐賀県	10.42%
群馬県	9.81%	京都府	10.13%	長崎県	10.17%
埼玉県	9.78%	大阪府	10.34%	熊本県	10.30%
千葉県	9.77%	兵庫県	10.18%	大分県	10.25%
東京都	9.98%	奈良県	10.22%	宮崎県	9.85%
神奈川県	10.02%	和歌山県	10.00%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.35%	鳥取県	9.68%	沖縄県	9.52%
富山県	9.62%	島根県	9.92%	—	—

### 2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.60%（1.82%から変更）
------	------------------

⑨ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

神奈川県を除く46都道府県の都道府県単位保険料率と全国一律の介護保険料率に変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和6年度における改定は予定されていません。

# 労災保険率を改定 令和6年4月から

令和6年4月1日から、労災保険率、第2種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。そのポイントは、次のとおりです。

## 令和6年4月からの労災保険率などの

### 改定のポイント

- 労災保険率を、業種平均で1,000分の0.1引き下げ（平均「1000分の4.5」→「1,000分の4.4%」）  
……全54業種（船舶所有者の事業を含む）中、17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなる。
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定  
……全25区分中、5区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。
- 請負による建設の事業に係る労務費率を改定

### <労災保険率の改定について>

#### ○改定された業種の例

- ・水力発電施設、ずい道等新設事業：  
1,000分の62—改定 ↓  
→1,000分の34
- ・食料品製造業：  
1,000分の6—改定 ↓  
→1,000分の5.5

- ・ビルメンテナンス業：  
1,000分の5.5—改定 ↑  
→1,000分の6

#### ○改定されなかった業種の例 （各率を据え置き）

- ・金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業：  
1,000分の88（最も高い労災保険率）
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：  
1,000分の3
- ・金融業、保険業又は不動産業：  
1,000分の2.5（最も低い労災保険率の一つ〔他に3業種〕）
- ・その他の各種事業：  
1,000分の3

②これらは、メリット制の適用がない場合の労災保険率です。

労働保険料の申告・納付（継続事業においては年度更新）に備えて、貴社の業種に適用される労災保険率の改定の有無などを確認しておく必要があります。お声掛けいただければ、こちらで確認いたします。

〈補足〉雇用保険率（例：一般の事業では1,000分の15.5）及び一般拠出金率（一律1,000分の0.02）については、令和6年度における改定は予定されていません。

# 令和6年 10月からの短時間労働者に対する 社会保険の更なる適用拡大 vol.1

令和6年10月から、常時50人を超え100人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか？

## 令和6年10月からの更なる

### 適用拡大の具体的内容 vol.1 /

#### 企業規模要件の判定

● 51人以上（50人超え）とは、「使用する被保険者の総数が常時50人を超える」ということです。具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

〈補足〉このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。

#### 注意点

- ・ 今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。
- ・ 「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

● では、「常時50人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。

具体的には次のとおりです。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

このように判定した厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超え100人以下の適用事業所が、令和6年10月から新たに特定適用事業所となります。

次回、どのような手続が必要になるのか？ そのポイントを紹介します。

# 「給与の支払者のための令和6年分所得税の定額減税のしかた」を確認しておきましょう

「令和6年度税制改正の大綱」に、令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。正式決定前ですが、その重要性から、正式決定した場合の定額減税の事務手続の内容が国税庁から公表されています。

給与所得者（社員）に対する所得税の定額減税は、給与の支払者（会社）において行うこととされていますので、そのポイントを紹介しておきます。

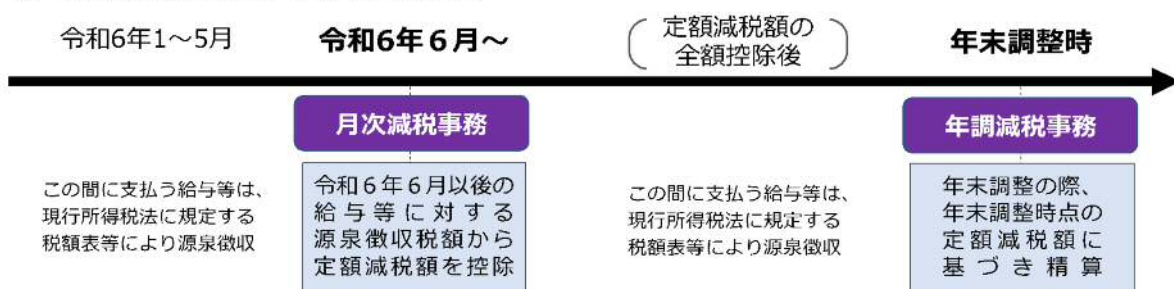
## 給与の支払者の事務のあらまし／国税庁の資料より

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「**月次減税事務**」といいます。）と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「**年調減税事務**」といいます。）

の二つの事務を行うこととなります。



※ なお、定額減税額は、本人分の3万円に、同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円を加算した額であり、同一生計配偶者又は扶養親族の有無や数は、基本的に、扶養控除等申告書により判断することとなります（奈良県以外は変更あり）

令和6年においては、給与計算の一環として、上記の事務手続が追加されることになりそうです。対象となる社員には、“合計所得金額が1,805万円以下”などの要件がありますが、扶養控除等申告書を提出しているほとんどの社員が対象

になると思われます。

月次減税事務・年調減税事務の時期が近づいてきましたら、改めて、そのポイントをお伝えします。

# 厚生労働省から「企業における風しん対策」 についてお知らせ

昭和 37～53 年度生まれの男性は、過去に公的な風しんの予防接種が行われていなかったため、他の方々よりも風しんにかかる可能性が高いということをご存じでしょうか？

厚生労働省は、その世代の男性を対象者として、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けることができるクーポン券を送付しています。

同省では、このクーポン券を利用した「企業における風しん対策」を推奨しています。

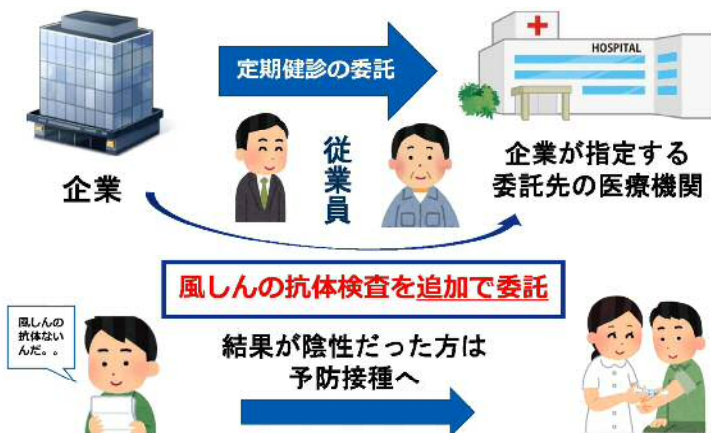
## 「企業における風しん対策」のポイント

- 風しんは感染力が強いため、企業において、従業員が1人でも感染したら、直ちに次のような対応が必要となります。
  - ・突然のお休み、検査対応、保健所の疫学調査への対応
  - ・社内、取引先での感染拡大防止策の検討
  - ・患者周囲の妊婦の有無を確認、妊婦の感染リスクの確認、感染予防策の検討\*

\*妊娠初期の妊婦に感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあることから、特に注意が必要とされています。
- 予防が最重要ということで、企業に対して、対象者に送付されているクーポン券を利用して、風しんの抗体検査を健診内容に含めることなどが推奨されています。

(厚労省の資料より)

例) 特定の医療機関に定期健診を委託しているケース



委託先の医療機関との主な確認・調整事項

- ☑ 委託先の医療機関に、健診に風しんの抗体検査含めるように追加で委託
- ☑ クーポン券の受け渡しについて調整
- ☑ 検査の結果、抗体が不十分だった社員に対し、予防接種の案内をするよう依頼

クーポンの利用期限は、令和6年度末（令和7年3月31日）までと予定されています。期限がおおむね1年後に迫っていることから、厚生労働省では、「企業における風しん対策」についても周知を強化しています。

対策をまだとっていない場合は、気軽にご相談ください。

# 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和6年4月から

厚生労働省から、令和6年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、2.7%の引き上げになります。

また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

## 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和6年4月～）

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「48万円」から「50万円」に改定されます。

～令和6年  
3月

- ①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
- ・「48万円」超えないとき → 年金の支給停止なし
  - ・「48万円」超えるとき → 年金を支給停止  
(超える額の2分の1を支給停止)



令和6年  
4月～

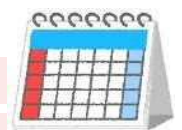
- ①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
- ・「50万円」超えないとき → 年金の支給停止なし
  - ・「50万円」超えるとき → 年金を支給停止  
(超える額の2分の1を支給停止)



〈補足〉上記の支給停止の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃

金を2万円アップできるということになります。在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。



お仕事  
カレンダー  
3月



3/11

● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限

4/1

- 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

## 人事労務の相談室 Q&A

### Q.

当社では、定期健康診断を外部の病院に委託して実施していますが、健康診断の受診時間や病院までの移動時間は労働時間になるのでしょうか？

### A.

定期健康診断を受ける時間と病院までの移動時間は労働時間ではありませんので、法律上賃金を支払う義務はありません。

### 今回のポイント

労働時間とは、正しくは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」をいいます。そこで今回のご質問については、定期健康診断を受診している時間が使用者の指揮命令下に置かれているといえるかがポイントとなります。

### 定期健康診断と労働時間

健康診断については、労働安全衛生法により、使用者において労働者に健康診断を実施する義務があるとともに、労働者にも使用者が実施する健康診断を受ける義務が課せられています。そのため、定期健康診断の受診中については、労働者が健康診断を受ける義務に基づいてこ

れを受けていますから、使用者の指揮命令下にあるとは認められません。従って定期健康診断の受診時間については労働時間ではありませんから、会社として賃金を支払う義務はありません。

### 病院への移動時間

健康診断を受診するため、自宅又は会社から病院へ向かう移動時間については、受診時間と同様に指揮命令下にあるとはいえませんので労働時間ではありません。従って賃金を支払う義務はありません。ただし、移動時間中に業務を指示している場合は、労働時間に当たりますので賃金の支払い義務が発生します。

### まとめ

上記の通り、原則として定期健康診断の受診時間及び病院への移動時間については、労働時間ではありませんので会社が賃金を支払う義務はありません。

ただし、厚生労働省が出した通達（昭47.9.18 基発第 602 号）では、「受診に要した時間の賃金を会社が支払うことが望ましい」としていますので、支払いの有無を明確にしておきたい場合は、賃金規程などで定期健康診断受診中の賃金について定めておくことが望ましいと思われます。

なお定期健康診断の受診費用については、労働安全衛生法により一部例外を除き全額会社負担となります。



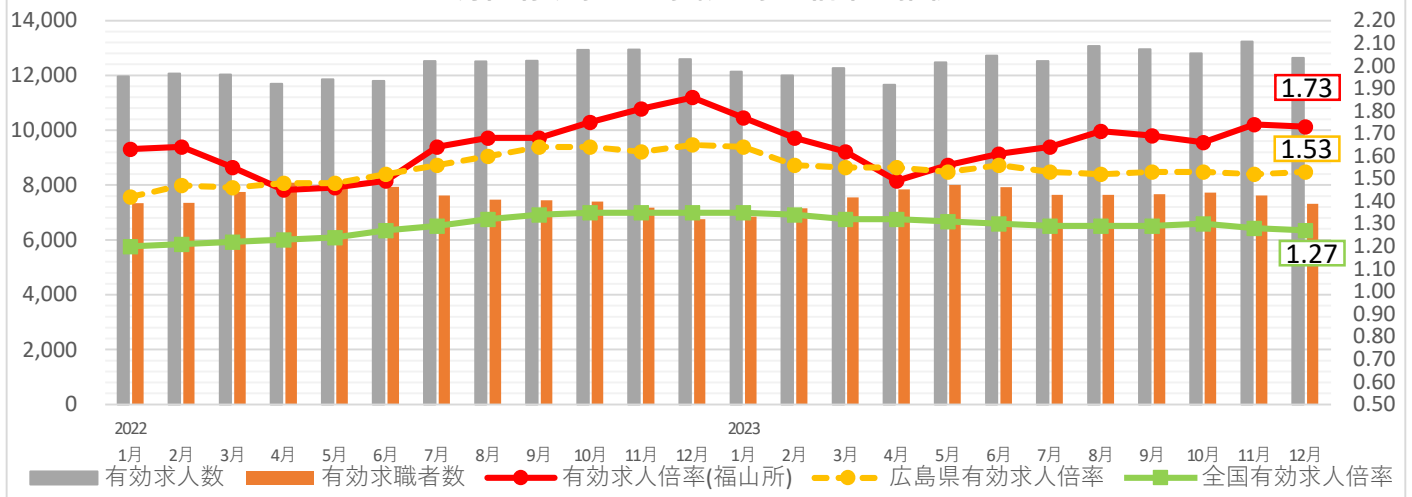
# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2023年12月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.27倍	有効求人人数	全国 2,454,218人	有効求職者数	全国 1,795,875人
	広島県	1.53倍	広島県	68,670人	広島県	44,964人
	福山市	1.73倍	福山市	12,638人	福山市	7,317人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

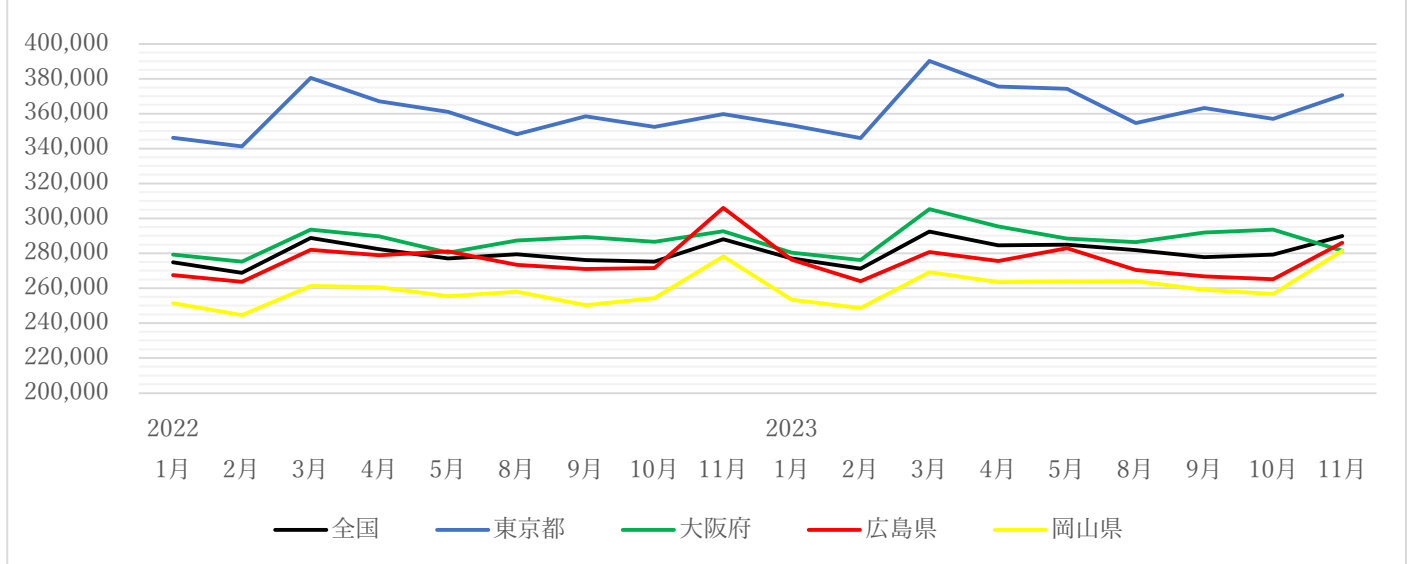
### 月間有効求人・求職・求人倍率の推移



## 定期給与 現金給与総額 (2023年11月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
289,905円	370,614円	281,392円	286,057円	281,486円

### 現金給与総額 (5人以上)

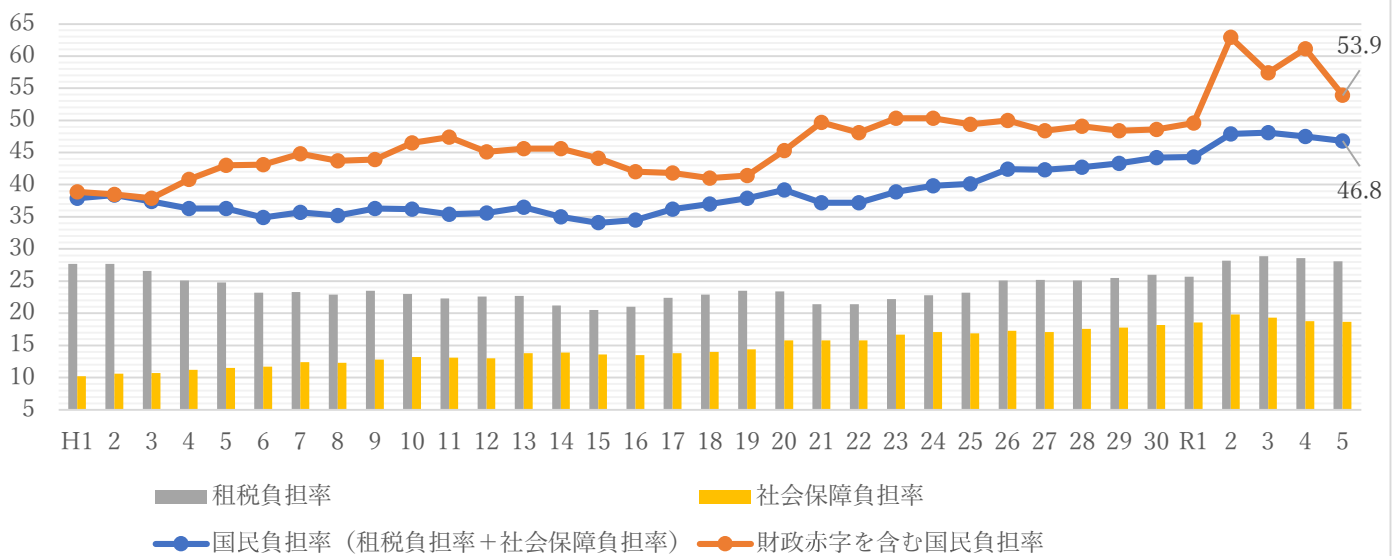


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

# 人事労務の統計指標

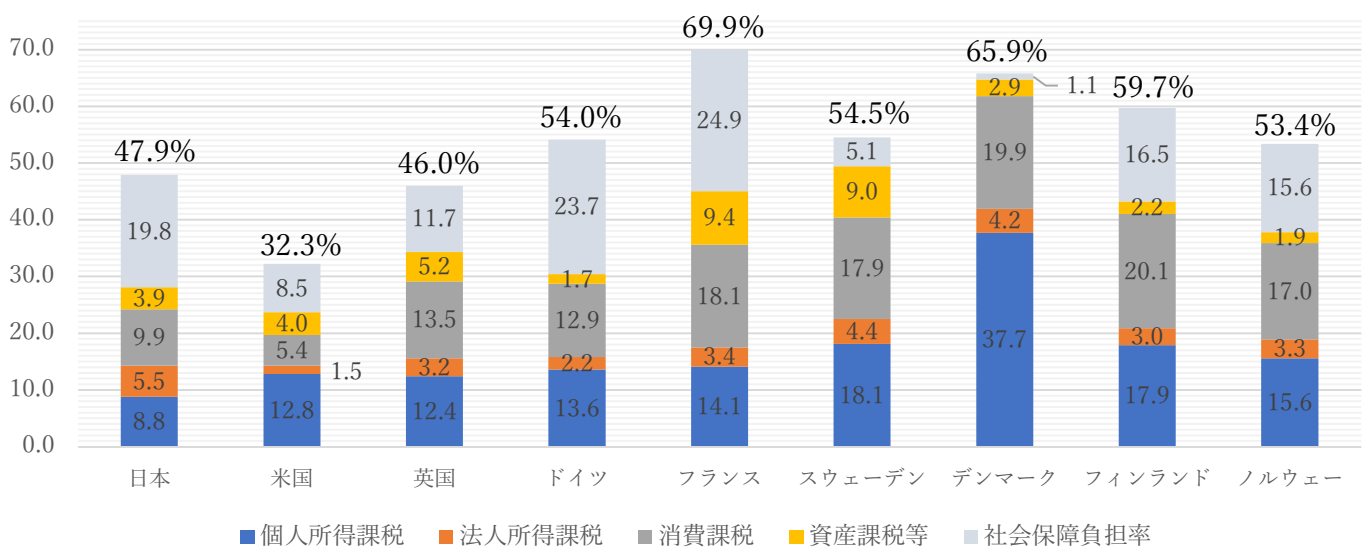
国民負担率：租税負担及び社会保障負担を合わせた義務的な公的負担の国民所得に対する比率  
 財政赤字を含む国民負担率：国民負担率に将来世代の潜在的な負担として財政赤字を加えたもの

国民負担率の推移



- (注) 1. 令和3年度までは実績、令和4年度は実績見込み、令和5年度は見通しである。
- 2. 財政赤字の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。
- 3. 平成6年度以降は08SNA、昭和55年度以降は93SNAに基づく計数。(租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる)

諸外国における国民負担率（対国民所得）の内訳の比較



参考：負担率に関する資料：財務省 (mof.go.jp)他 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a04.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm)

# 日本100名城に行こう vol.2

## ～#68 備中松山城（岡山県高梁市）～

### 【現存天守／木造】

- ① 城区分：山城
- ② 築城年：1683年（大改修）
- ③ 改修者：水谷勝宗
- ④ 指定文化財
  - ・天守（重要文化財）
  - ・二重櫓（重要文化財） 他

今回の名城訪問は備中松山城です。江戸時代以前に建造された天守が現存する「現存12天守」であり、日本三大山城に数えられる名城です。

所在地の岡山県高梁市までは約60kmの旅路です。国道313号線と国道486号線で矢掛町へ、そこから北上というルートで高梁市に向かいます。所要時間は1時間30分程度です。

山城＝登山。現地に到着してから登山を要求されるのが山城訪問の特徴です。中でもこの備中松山城は、標高430mの山頂にスタンプ設置場所がありますので、現存12天守の中で最もハードルが高い名城なのではないかと思っています。

5合目付近の駐車場から専用バスに乗り、8合目付近の登山口まで。そこから割とハードな登山が待っています（私にとっては）。整備されているようでされていない山道を、肩で息をしながら自分のペースで登っていきます（地元アスリートが足早に追い抜いていくのを尻目に）。スタート地点から20～30分かけて遅々と登った先に、ふいに石垣が現れるのですが、これがけっこう感動的です。

そこからさらに5分程度歩みを進め、ようやく山頂のスタンプ設置場所に到達。心なしか手をプルプルと震わせながら（息を整えたはずなんですが）スタンプを押しました。いやはや勢いだけで真夏日に訪問するもんじゃありませんね。

とはいえ、備中松山藩5万石の藩庁として、あの大石内蔵助（忠臣蔵の主人公）や山田方谷（河井継之助の師）も登城した天守が今に残る日本唯一の山城は、まさに一見の価値ありです。

さて、次回は桃太郎伝説に登場するあの名城です。どうぞお楽しみに！

（橋本）



## ゆんたくひんたく

大変ご無沙汰しております。長らく育児休暇を取得しておりましたが、昨年9月より復職いたしました。みなさまのお役に立てるよう精一杯取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、早いことのことどもたちも今年で5歳と3歳になります。電車が大好きな息子と食べることが大好きな娘の兄妹です。保育園が休みの日にはよく電車に乗ってアイスを食べに行き新幹線を見てから帰っています。お気に入りのアイスを買ってから駅構内のベンチに座り、電車発着のアナウンスに耳を傾けます。それぞれ好きな電車に出会える時は大喜びです。

帰る頃には二人とも大満足の様子で私もこれこそ最高の休日の過ごし方だと信じていたのですが、実は息子の休日に本当にしたいことは東北新幹線はやぶさに乗ることでした。

東北新幹線はやぶさ、なかなか縁遠いように感じますが、いつかはやぶさに乗って東北地方の美味しいものを食べに行ってみたいです。私も東北地方には行ったことがないので想像するだけで楽しみです。(田部)